

第1章 健康こうじや21（第二次）

1 計画策定の趣旨

「健康増進法」（平成14年8月2日法律第103号）第8条に基づき、平成15年度に、本市の健康増進計画「健康総社21（第一次）」を策定しました。健康づくりの領域を9つ、ライフステージを20歳未満の時期を除く青年期・壮年期・中年期・高年期の4つに分け、それぞれの領域について、ライフステージ別のを目指す姿に向かって、地域ぐるみで健康づくりに取り組んできました。

平成20年度に中間評価、平成25年度に最終評価を実施し、設定した目標項目の達成状況を確認した結果、歯科保健や食事に対する意識、女性のがん検診受診率等の目標値は達成しましたが、ストレスを解消できている人の割合が減り、多量飲酒者の割合が増えるなど、心の問題をはじめとする今後の課題が見えてきました。

平成24年7月に、国の基本指針である健康日本21は「第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」として改正され、平成25年度から平成34年度を計画期間として新たな基本方針が示されました。

本市においても、この健康日本21（第二次）及び「健康総社21（第一次）」の評価・課題を踏まえ、全世代を対象に市民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防及び介護予防を進め、健康寿命の延伸と医療費適正化を達成したいと考えています。

そこで、府内横断的に健康に関する情報を共有し、施策を体系的に展開し、もって全世代の市民一人ひとりが、健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域ぐるみで健康を支えるまちづくりを推進していくことで、「健康S0JA」を目指します。

2 計画の位置づけ

- (1) 次の3つの計画の後継計画として、各計画の評価をもとに一本化して策定するもので、全ての世代の健康づくりの取組を総合的・一体的に進めていきます。
 - ① 「健康増進法」第8条2項に基づく健康増進計画としての「健康総社21（第一次）」（平成15～25年度、26年度まで延長）
 - ② 「食育推進基本法」第18条第1項に基づく食育推進基本計画「総社市こども食育推進計画」（平成22～26年度）
 - ③ 「母子保健計画の策定について」（H26. 6. 17雇児母発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭母子保健課長通知）に基づく「すこやか親子総社プラン21計画」（平成14～23年度、26年度まで延長）
- (2) (1)に加えて、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づく「データヘルス計画」としても位置づけられます。
- (3) 第二次総社市総合計画及び関連計画と整合性を図りながら推進します。

3 計画の期間

平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間とし、令和元(2019)年度に中間評価を行い、令和6(2024)年度に最終評価を行います。